

議案第 1 3 号

工事請負契約の変更について

第 4 3 1 回高根沢町議会定例会において議案第 1 8 号として議決を経た工事請負契約（町民広場内既存施設解体工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和 7 年 1 2 月 2 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

契約の金額「5 3 1, 9 0 5, 0 0 0 円」を「5 7 2, 4 9 5, 0 0 0 円」とする。

工事請負契約の変更について

- 1 工事名 町民広場内既存施設解体工事
- 2 工事箇所 高根沢町大字石末地内（町民広場）
- 3 契約金額 変更後 572,495,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 52,045,000 円）
変更前 531,905,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 48,355,000 円）
- 4 工事期間 変更後 令和7年6月20日から令和8年6月19日まで
変更前 令和7年6月20日から令和8年4月15日まで
- 5 変更事由 （金額変更の主な事由）
 - ・大気汚染防止法第18条の15第1項の規定に基づき、工事着手に先立ち、元請業者が石綿含有建材の有無を事前調査した結果、設計時に把握できていなかった石綿含有建材が確認され、それらを適正に撤去・処分するため。
 - ・打込み断熱材の躯体への付着が激しく分別解体が困難なため、高圧水による撤去工法（分別解体）を採用する。
 - ・内装材としてヒ素含有石膏ボードを使用していることが確認され、それらを適正に撤去・処分するため。（工事期間変更の事由）
 - ・石綿含有建材及びヒ素含有石膏ボードの撤去に時間を要するため。
 - ・令和7年9月13日（土）に発生した事故（揮発性有機化合物による作業員の中毒症状）に伴い、解体作業の全面再開まで時間を要したため。